

# 市からのお知らせ

## くらし

### 第十二回特別弔慰金の支給について

～戦没者等のご遺族の皆さまへ～

**趣旨**／今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

**支給対象**／戦没者等の死亡当時のご遺族で4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③兄弟姉妹

※戦没者らの死亡時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

**支給内容**／額面275,000円、5年償還の記名国債(無利子)

**請求期間**／4月1日～令和10年3月31日(請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなります。ご注意ください。)

**必要書類**／請求者の戸籍抄本、本人確認書類(写真付きのマイナンバーなどは1点、写真がない保険証などは2点)

※前回の弔慰金の請求者以外の申請者の場合、追加の書類が必要になる場合があります。

**請求窓口**／社会福祉課または各支所  
※書類の準備がありますので、来庁予定日時および場所を2～3日前までに社会福祉課または各支所へお知らせの上ご来庁ください。

☎社会福祉課 ☎(55)7115

## くらし

### 65歳以上の方の年金所得に係る個人住民税は公的年金から引き落とされます

**対象となる方**／令和7年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者のうち、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務者

※介護保険料が年金から引き落とされていない方、引き落とされる個人住民税の額が老齢基礎年金などの額を超える方は対象にはなりません。

☎税務課 ☎(55)7123

## くらし

### 労働保険のお知らせ

令和7年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月2日(月)～7月10日(木)です。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法などの詳細については、年度更新申告書書き方パンフレットなどをご参照ください。厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

労働保険のお手続きに24時間いつでも申告・納付可能な「電子申請」をぜひご利用ください。

詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省



電子申請

☎愛知労働局労働保険適用・事務組合課 ☎052(219)5503

## くらし

### 令和6年度公文書公開・自己情報開示等実施状況

#### 公文書公開実施状況

愛西市情報公開条例第21条の規定に基づき、次のとおり令和6年度公文書公開の実施状況について公表します。

|            |        |
|------------|--------|
| 公開請求件数     | 105(件) |
| 公開決定件数     | 87     |
| (全部公開決定件数) | (67)   |
| (部分公開決定件数) | (20)   |
| 非公開決定件数    | 3      |
| 公文書不存在件数   | 13     |
| 請求取下げ件数    | 2      |
| 審査請求件数     | 1      |
| 審査請求処理件数   | 1      |

#### 自己情報開示等実施状況

愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定に基づき、次のとおり令和6年度自己情報開示等の実施状況について公表します。

|            |       |
|------------|-------|
| 開示等請求件数    | 12(件) |
| 開示決定件数     | 11    |
| (全部開示決定件数) | (9)   |
| (部分開示決定件数) | (2)   |
| 不開示決定件数    | 0     |
| 不保有件数      | 1     |
| 請求取下げ件数    | 0     |
| 審査請求件数     | 0     |
| 審査請求処理件数   | 0     |

☎総務課 ☎(55)7120